ＡＩポイントサービス利用規約

第１条（目的）

ＡＩポイントサービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、モデッカVISA・JCB統一会員規約（以下、「会員規約」という。）に基づき発行したＡＩカード（以下、「カード」という。）の本会員および家族会員（以下、「会員」という。）に対して、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）が提供するカードご利用特典（以下、「ＡＩポイントサービス」という。）の内容および会員の特典を受けるための条件等を定めるものです。

第２条（総則）

ＡＩポイントサービスとは、会員が株式会社平川燃料の運営する給油所、ＬＰガス販売所等（以下、あわせて「系列店」という。）において、カードにより商品またはサービス（以下、「商品等」という。）を購入したときに商品等ごとの購入金額に応じて当社が会員に対してＡＩポイント（以下、「ポイント」という。）を付与し、会員は獲得したポイントを当社が提供する商品、請求割引等と交換することができるシステムです。

第３条（ポイントの付与）

1. ポイントは、会員の系列店での新規ご利用金額（カードキャッシング・顧客手数料・ギフトカード・タクシーチケット・一部提携先の会費支払い等を除く。）をポイント対象金額として付与されるものとします。
2. 付与したポイントは、当社の「モデッカWebサービス」でご確認いただけます。また、当社が送付するご利用代金明細書（以下、「明細書」といい、Web利用明細も含む。）の所定の記載欄でご確認いただけます。
3. ポイントは、100円につき2ポイントとし、100円未満は切り捨てるものとします。
4. 会員がカードご利用の際に、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いを指定したときは、当該ご利用金額をポイント対象金額として、ご利用日（当社に売上データが到着した日）の翌日にポイントを付与するものとします。但し、ご利用店舗によっては、売上データの到着が遅く、ご利用日の翌日にポイント付与ができない場合がございます。
5. ポイントの還元は1ポイントを1円で計算するものとします。但し、ポイント交換する商品によっては、1ポイント1円とならない場合がございます。
6. 当社は特定の会員および特定の期間における商品等の購入について、別途ボーナスポイントを付与することができるものとします。但し、ボーナスポイントには、本規約第4条における有効期限とは別に、ご利用いただける期間を限定するボーナスポイントの有効期限を設定する場合がございます。
7. キャンペーン等が重複する場合の当月獲得ポイントは、最大の付与率を適用するものとします。
8. ボーナスポイントの計算方法は実施の都度、当社が定めるものとします。
9. 家族会員によるカードご利用に基づくポイントは、当該家族会員が属する本会員のポイントと合算して、本会員に付与されるものとします。
10. 期間限定のキャンペーン（ポイント変倍デー等含む。）の場合、インターネット等でのご利用の際、会員のご注文日と系列店側のカード決済日（買上日）が異なる場合があり、決済日が対象期間外の場合は対象外となります。また、系列店の締日の関係でカード決済日（買上日）が異なる場合があり、決済日が対象期間外の場合は対象外となります。
11. 当社のモデッカポイントサービスで付与するポイントは、系列店以外でのご利用分にのみ付与するものとし、系列店でのご利用分は対象外となります。但し、モデッカポイントサービスで付与したポイントは、ＡＩポイントサービスで付与したポイントと合算されるものとし、本規約第７条のポイントの交換の規定が優先されるものとします。なお、モデッカポイントサービスの内容については、当社ホームページでご確認ください。

第４条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限はポイント増減等の行われた月を含めて、系列店または商品等に応じて25か月から36か月とし、期限到来した年の3月末日限りで失効となります。

第５条（複数枚カード）

会員は当社カードを複数枚保有している場合、これらのカードのポイント残高を任意の1枚のポイント残高として合算することはできません。

第６条（明細書におけるポイント表示）

本規約第３条の定めに基づき会員が獲得したポイントおよび本規約第３条第６項に基づき発生・獲得したボーナスポイント並びに本規約第８条に基づく売上の取消・無効に伴う取消・無効としたポイントを、ご利用

代金明細書の所定の位置に表示します。

第７条（ポイントの交換）

ＡＩポイントサービスに基づく商品（以下、「商品」といい、請求割引等も含む。）の交換は、次のとおり行うものとします。

(1) 交換できるポイントは、500ポイント以上からとし、500ポイントごとに商品と交換することができます。

(2) ポイントの交換は、ご利用日の翌日から交換できるものとします。但し、ご利用店舗によっては、売上データの到着が遅く、ご利用日の翌日にポイント交換ができない場合がございます。

(3) 交換できる商品は当社が指定する商品とします。

(4) 会員は当社が定める方法により、当社に所定の獲得ポイントと商品との交換を申込み、当社は当該申込みに基づいて所定の審査を行い、その実施の可否を決定するものとします。

(5) 前項の審査の結果、当社が、会員が本規約および会員規約に違反していると認めたときは、当社は当該会員への商品の提供を拒否することができるものとします。

(6) 当社は会員が交換できる商品を獲得ポイント数に応じて定め、ホームページ等に記載して、会員に告知するものとします。

(7) ポイント交換申請処理の時点でカード紛失・盗難・汚損・破損等によりカードが停止している場合は、商品の交換の処理ができません。

(8) 当社は、商品の追加・廃止があった場合はホームページ等に記載して会員に告知するものとします。

(9) 当社による商品の保管期間は、当社が最初に商品を発送した日から6か月とし、保管期間満了後は当社にて、当該商品の廃棄等の処分を行うことができるものとします。当該商品と交換したことにより、既に減算されたポイントは会員に対して返還されません。

第８条（ポイントの管理）

1. 会員がポイント交換のために必要なＩＤ・パスワードを取得した場合には、自己の責任において管理、保管するものとし、会員による管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害（カードの一時停止手続きを行う前に第三者がポイントを利用したことによる損害も含みますが、これに限りません。）については、当社は責任を負いません。
2. 会員は、ポイントおよびこれにかかる一切の権利を第三者に譲渡、貸与等の処分をすることはできず、第三者に使用または権利を行使させることはできません。

第９条（ポイントの取消等）

1. カードショッピングの取消等により、会員のカードご利用金額の一部または全部が取消されたときは、当該取消された金額に応じたポイントは、当社の定める方法により取消されるものとします。また、ポイントの付与条件に該当しなくなった場合も当社の定める方法により取消されるものとします。
2. 会員が、会員規約または本規約の各条項もしくは本規約に基づく定めに違反していると当社が判断したときは、当該会員に対してポイントが付与されないことがあります。

第１０条（ポイントの消失等）

1. 会員がカードを退会する場合には、退会時点で累積しているすべてのポイントは消失するものとします。また、退会手続き後に発生したカードご利用についてもポイントは付与しないものとします。
2. 会員が当社に対しての支払金を遅滞している場合には、当社の判断で累積しているすべてのポイントを消失させるものとします。また、その場合には遅滞している支払金にポイントを充当させることはできません。
3. システムトラブル、不正利用等正常な取引でないものと当社が判断したポイントは遡及したうえで消失させるものとします。
4. 会員が会員規約第１章第１３条第４項により新たなカードが発行されない場合は、累積しているすべてのポイントは消失するものとします。

第１１条（変更・中止・終了）

ＡＩポイントサービスのポイント付与率、内容等は、予告なしに変更または中止できるものとします。